

2001年度JLA中堅職員ステップアップ研修

2001年12月17日(第7回)

担当 鎌水 三千男(千葉県健康福祉部健康福祉政策課)

領域: 高度かつ専門的な図書館の知識・技術の向上(区分A)

## 「図書館政策 図書館を支える法制度」

### 目次

#### 第1 憲法の定める人権と図書館

- 1 身近に利用できる図書館がないことは憲法違反か...生存権と図書館・・・1
- 2 図書館は学習権に奉仕する施設である。・・・1
- 3 知る権利と図書館・・・2
- 4 参政権と図書館 参政権を実行あらしめるための「知る権利」の保障と図書館の役割・・・2

#### 第2 地方自治制度における公立図書館関係法制の位置

- 1 行政組織の側面から・・・2
- 2 地方自治法と教育委員会・・・3
- 3 図書館は広義の「公の施設」として設置される。・・・3
- 4 地方教育行政法と図書館・・・4
- 5 行政作用(行政組織が実施すべき行政の内容)の側面から・・・4
- 6 図書館は社会教育施設であることを超えるか・・・5

#### 第3 地方自治法と図書館との関係

- 1 一般法と特別法・・・6
- 2 図書館法上の図書館とそうでない図書館があるが、その違いは何か・・・6
- 3 長が所管する図書館法上の図書館はありうるか・・・7
- 4 長部局で社会教育を担当できるか・・・8
- 5 公立図書館を外郭団体やNPOに管理委託することは許されるか・・・9
- 6 図書館を条例で設置するということはどういうことか・・・10

- 7 図書館条例で以下の規定を置いた場合、どのように考えるべきか・・・11
  - 館長は司書資格を有する者でなければならない。・・・11
  - 図書館は、市内において地域子ども文庫活動等を行うものに対し援助する。・・・11
  - 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。・・・12

#### 第4 地方自治法の一部改正と図書館設置条例

- 1 地方自治法の一部改正・・・13
- 2 図書館設置条例の一部改正は必要か・・・14
- 3 図書館利用者への罰則の適用可能性・・・15

#### 第5 地方分権一括法による図書館法の改正

- 1 図書館長の司書資格の削除・・・16
- 2 図書館協議会に関する改正・・・17